

年貢米下札さげふだから学んだこと

林 寅 喜

(会員・佐伯市中ノ島)

一 昨年こぞの十二月、木立地区のある人から「古い物を見ろ／＼持っているが見て貰えないか。」という電話があった。そこで早速訪ねて一緒に調べて見たが、主として明治・大正から昭和初期までの学校教科書と参考書籍、それと明治初年発行の地券（その土地の所有を認め地価と税額を記載した証書）が十二・三枚あった位で、期待していた程古文書類はなかった。しかし、教科書と地券については保存する価値があると考えたので、決して処分などしないように頼んでおいた。

その後保存する場所はどこがよいか、などについて気に掛けていたら、三月の末に市教委が第三庁舎に移転するということを市報で知り、他町村のように陣列ケースか書棚を設備するようになれば常時縦覧に供せられると思ひ、教委に在職中の知人に話を持ち込んだところ、そんな計画はないが貴重な資料と思うから、小学校で保管

して貰ってはどうか、という助言を得た。そこで早速校長先生に会って事情を説明し、了承を得たので翌日教科書十冊と地券を七枚だけ（あとは傷みがひどい）譲り受け、修補して持参した。

ところで、その際「こんな物もあった。」と言って見せてくれたのがこれから解説する年貢米下札（江戸時代の納税通知書）である。それは幅が僅か十四糎程の和紙に書いたもので継ぎ目が多く、その所為か千切れたものからバラ／＼になったものまであり、継ぎ合わせて見ないと何通になるのか見当もつかなかった。しかし、一見して大庄屋・小庄屋・皆合（書き役）等村役人の名前が一杯書いてあり、貴重な資料であることは分かった。

そこでこれは自分に譲って貰い、家に帰ってからよく虫干しした後、アイロンを使って一枚宛丁寧に皺をのばし、解読しながら継ぎ合わせて行き、最後に裏打ちをして整本した。まとめあげた数は次の通りである。

一、覚（領収書と覚しきもの）

十六通

一、年貢米下札 寛政年間のもの

三通

享和年間のもの

四通

文化年間のもの

十通

文政年間のもの 八通
天保年間のもの 十四通
計 五十五通

右のうち、「覚」十六通を除く三十九通の中から選んで別表のようにまとめた。

下札は大庄屋・小庄屋と皆合の三人が連名で捺印（縮少版一十一参照）しており、宛名は茂八と万七の二人だけで、細別すると茂八宛が十通、万七宛が二十九通の計三十九通となるが、茂八分は文化十二年までしかなく、万七分は天保十五年までである。この年数を計算して見たら茂八は二十三年間、万七は四十四年間にわたるので、ひよっとしてこちらは親子二代分かも知れない。

この下札によって学んだことが多々ある。それは、
(一) 年貢にもあった繰り延べ（年賦）制度

年貢は藩内の田畑を地力に応じて五等級に分類し、それぞれに石盛り（基準収穫量）が決められ、その上村毎にも上・中・下がつけられていた。したがって、村の格付けによって同じ等級の田畑でも石盛りに差があった。

こうした基準によって、佐伯藩二万石は各村々に振り分けられ、毎年坪刈りをして年貢量を決めていたが、享

保六年（一七二二）から幕命により、過去数年或いは十数年の年貢高を平均して年貢率を算定し、一定の期間豊凶にかかわらず同率で収納させるといふ、定免制度に改められた。

佐伯藩でも享保九年頃からこれに倣った。提示した表はこれを適用している。免は一個または一ツと呼び、一個は一〇%に相当する。

さて、江戸時代も度々風水害に見舞われ、中でも飢饉といわれた大きな災害も何度か発生したが、減免は幕命に従って殆んどされていない。（一覽表参照）全般的に見て文化年間がやや低く、天保の後半になって最も低く下げられているが、この頃からようやく幕命通りに同率で移行している。

一方、繰り延べといっても元利均等方式ではなく、その年の豊凶によって農民の裁量に委ねられていた感じがする。

この繰り延べが何時頃から取り入れられたのか分らないが、これとても年毎に年貢が加算されて行くから、余程の豊作が続かない限り皆済することは困難であつたらう。それが天保の前半まで続いており、後半からは十

年賦に変わっている。

天保は三・六・七年と続いた飢饉のあとだけに、農民は疲弊し切っていたと思うのだが、何故か殆んど皆済している。ただ年貢高が文政前と比べて「一石以下」(別表参照)と少ない。

(二) 年賦の利率

計算は単純にその年の利息米高を元米高で除したところ何れも二〇%となった。しかし、下札毎に繰り延べの期間が違うので、念のため利息米高を年数で除して元利合計の逆算をして見たが、単位以下の端数が多く出て、この計算はしていないことが分かった。つまり元米量に变化があるため均等に収納することが出来ないこと、未納米は次年度に加算され、過納米があれば元米が少なくなるといったこと等から、利子計算が複雑となるため、翌年に限り一率二〇%としていたようである。

この利率は現在と比べて見ても可成りの高率であることから、未納米が多く成ればなる程元利が高み、百姓の暮らしはさらに厳しさを増したことであろう。

(三) 米価の設定基準

年貢は米納を原則としながらも、畑作は江戸初期から

金納に変えることが出来るとされていた。しかし、中には米作にも認められるようになり、この下札でも一部を※銀立て(関東は金・関西は銀本位であった)にしているが、こうした場合価格の設定が何処の相場を基準にしたのか分からない。

そこで新人物往来社発行の「お金の百貨事典」を引用し、各年の大坂相場を上欄に()書した。これと比較対照して見ると、最も低い寛政十二年と文政三年の場合でも大坂相場より四%高く、最高は文化十二年の二、二六倍などという極端な例もあるが、天候に左右される農作物だけにその年の豊凶によって価格に大きな変動がある。したがって、その時々々の相場を基準にして、数値は分からないが一定の率を上乗せした後、銀立てに換算し納めさせていたのではないか。

ところが、天保に入って三・六・七年と不作が続く、俗にいう「天保の飢饉」が始まると、大坂相場が急上昇するなど変動が激しく、情報が的確に伝わらなかつたのか、銀立ての価格が逆に安い年が多い。一方、文政の終わり頃からは銀立てによる収納が一段と増え、現物納が減っている。このことは、出そうにも出す米がないから、

仕方なしに借金して銀立てにしたという考え方と、百姓にも智恵がついて僅かな手持ち米の中から、相場を見究めながらどちらにするか選択していたのでは、という考えも出てくる。

たゞこれは、万七という一人の百姓が残した下札を分析し判断した結果で、他所の村にも当て嵌まるとは限らない。

余談になるがこの後弘化二年（一八四五）五月、十一代高泰が参勤交代を終えて帰国の際、津久見に上がって鏡坂（彦岳の西三軒）を越え、床木から古市を通って帰城した。その節大勢の領民が使役に出ている。これに対し後日津久見村に銀三百三十一匁余と、外の村へもそれぞれに給わたが、その代米は三石八斗五升と記している。この石当り単価は銀八十六匁となり、その年の大坂相場とピッタリである。

このように与える方は大坂相場そのものズバリで、貰う方には上乘せしていることが分かった。

(四) 藩札を使った納米が何故少ないか

入手した下札三十九通のうち、殆んど納米の一部を銀立てにしており、（竟の中にも切銭二通年貢米五通の銀

立て（年号不詳）がある）。中に一通だけ藩札を使ったものがある。それは天保五年（一八三四）に万七が納めたもの（縮小版⑩参照）で、額は二十目であった。

佐伯藩は寛政十年（一七八九）から、安土屋一門の今泉治兵衛を札元にして藩札を発行しており、藩内だけに通用していた。したがって、この時から四十五年後の天保五年には、相当な発行高になっていた筈である。しかもこれは明治政府発行の旧紙幣（兌換券）と違い、貨幣価値は劣っていたようである。

そこでこの時の石当り単価百五匁を銀立ての平均八十六匁と比較して見ると、二〇%も高く計算されている。このことはそれだけ藩札の値打ちがなかったことを物語っている。

(五) 結び

本文では、茂八と万七の二人の百姓が残した下札を中心にして説明した。しかし、このような措置が領民全部に取られていたものでは決していない。なぜなら、藩は代官所から総庄屋（吉野役所）を通して、村々に対し年貢米の割り付けをしていた。これを受けて各村は役元（大庄屋方）から、地域毎或いは五人組（最寄り五軒を一つ

の組織として連帯責任と相互扶助を制度化していた。)を通して、一人ひとりに下札を交付していた。しかも農作物は天候によって大きく左右されるから、不作の年には完納したく共出来ない事態も生ずるが、藩としては財政執行上歳入欠陥を認めるわけには行かない。したがって滞納は許さない。となれば、百姓は借金して納める以外に方法はなかった。ことに茂八と万七の場合、二人共文政の終わり頃までは未納が多い。これは外の誰かがカバーするか、でなければ借金するしか方法はないが下札には何も記載していない。

たゞ、未納は何も二人だけではなく、木立全村では多くのいた筈である。そのことは借用証文(縮小版^⑫以下参照)から凡そ見当がつく。

この証文は文化、文政から天保にかけて、堅田村市谷の清水屋という造り酒屋から、正銀と藩札それと玄米まで含めて借用していたうちの一部で、証文には借主と村役人の名前を連記しており、金額や数量が格別大きいことから、年貢の代償として借用したことに間違いなからう。

おそらくこのような借銀または借米の繰り返しによつ

て、百姓達は繰り返し延べの恩恵を受けていたのではないか。これに対する利息は前記二〇%の中から支払われたと考えてよいだろう。

※銀立て

銀建てが正しいが、別表共原文にしたがった。

宛名 茂八

(1) 寛政4子年 (1792) 風水害減収 11357石					
定免高	4116		免の数	463	
未年迄元利	143	7年賦			
元米高	119		利息米	24	年利20%
切銭不足	19	註(1)			
計	278				
納米	95	親立人	1石当り	105	115倍
未納米	183				
寛政11未年 (1799) 風水害減収 12653石					
定免高	4225		免の数	494	
未年迄元利	3255	12年賦			
元米高	2713		利息米	542	年利20%
切銭不足	12				
計	3392				
納米	331	親立人外	1石当り	652	123倍
未納米	3061				
(2) 享和2戌年 (1802)					
定免高	4225		免の数	498	
未年迄元利	4537	9年賦			
元米高	3781		利息米	756	年利20%
切銭不足	16				
計	4678				
納米	1725	親立人外	1石当り	704	114倍
未納米	2953				

別名ノ七

(6) 寛政12申年 (1800)			
定免高	53	免の数	528
末年迄元利	2056	11年賦	
元米高	1713	利息米	343 年利20%
本場借川米	164	註(3)	
計	2273		
納米	43	親立人	1石当り $\frac{730}{76}$ 匁 104倍
未納米	2230		
享和元四年 (1801)			
定免高	50	免の数	504
末年迄元利	2676	10年賦	
元米高	2230	利息米	446 年利20%
切銭不足	7		
計	2733		
納米	73	親立人外	1石当り $\frac{694}{90}$ 匁 13倍
未納米	2660		
享和2成年 (1802)			
定免高	50	免の数	498
末年迄元利	3144	9年賦	
元米高	2620	利息米	524 年利20%
切銭不足	8		
計	3202		
納米	61	親立人	1石当り $\frac{704}{83}$ 匁 118倍
未納米	3141		
文化元子年 (1804)			
定免高	45	免の数	450
末年迄元利	3769	7年賦	
元米高	3141	利息米	628 年利20%
計	3814		
納米	120	親立人外	1石当り $\frac{695}{80}$ 匁 134倍
未納米	3694		
(7) 文化4卯年 (1807)			
定免高	47	免の数	467
末年迄元利	1820	4年賦	
元米高	1517	利息米	303 年利20%
計	1867		
納米	52	親立人外	1石当り $\frac{750}{85}$ 匁 116倍
未納米	1815		
(8) 文化11戌年 (1814)			
定免高	46	免の数	480
末年迄元利	1300	9年賦	
元米高	1083	利息米	217 年利20%
切銭不足	2		
計	1350		
納米	3	榜代	1石当り $\frac{711}{-}$ 匁
未納米	1347		

別名ノ八

(3) 文化元子年 7.8月服水書藏収6355石			
定免高	113	免の数	450
末年迄元利	3544	7年賦	
元米高	2953	利息米	591 年利20%
切銭不足	17		
計	3674		
納米	1725	1石当り	$\frac{695}{80}$ 匁 134倍
未納米	1949		
(4) 文化5辰年 (1808)			
定免高	119	免の数	475
末年迄元利	2275	12年賦	
元米高	1856	利息米	379 年利20%
切銭不足	17		
計	2411		
納米	348	1石当り	$\frac{722}{86}$ 匁 119倍
未納米	2012	計算上は5升1合の誤差がある	
文化7午年 (1810)			
定免高	124	免の数	497
末年迄元利	156	1年賦	
元米高	130	利息米	26 年利20%
切銭不足	23	2年分	
助合銭	716	註(2)	
計	1019		
納米	40	親立人	1石当り $\frac{592}{75}$ 匁 127倍
未納米	979		
(5) 文化8未年 (1811)			
定免高	123	免の数	493
末年迄元利	1175	12年賦	
元米高	979	利息米	196 年利20%
助合銭	91		
計	1389		
納米	—	記載なし	
文化11戌年 (1814)			
定免高	120	免の数	480
末年迄元利	2492	9年賦	
元米高	2077	利息米	415 年利20%
記載なし	130	1石当り	$\frac{713}{115}$ 匁 162倍
計	2742		
榜代	6		
未納米	2736		
文化12亥年 (1815)			
定免高	123	免の数	490
末年迄元利	3283	8年賦	
元米高	2736	利息米	547 年利20%
切銭不足	21		
計	3427		
榜代外	120	1石当り	$\frac{615}{-}$ 匁 226倍
未納米	3307		

宛名万七

天保7中年 (1836) 飢饉減収 7601 石			
定免高	49	免の数	492
10ヶ年賦	141		
乍見付米	320		
計	510	165 石 (158.5) 146 石	92%
天保8酉年 (1837)			
定免高	38	免の数	380
10ヶ年賦	141		
乍見付米	320		
口米	註(6)		
作借米利息	3		
計	503	1石当り (258) 106 石	39%
天保9戌年 (1838)			
定免高	396	免の数	440
口米	7		
小物成	31	註(7)	
見付米	320		
計	755	1石当り (129) 121 石	94%

以下略

(9) 文政2卯年 (1819)			
定免高	53	免の数	524
本年迄元利	3724	4年賦	
元米高	3103	利息米	621 年利20%
切取不足	37		
計	3814		
納米	153	1石当り (515) 60 石	117倍
未納米	3661		
文政3辰年 (1820)			
定免高	53	免の数	531
本年迄元利	4393	3年賦	
元米高	3661	利息米	732 年利20%
切取不足	35		
計	4481		
納米	53	1石当り (625) 66 石	104倍
未納米	4428		
(10) 文政6未年 (1823)			
定免高	54	免の数	540
本年迄元利	1654	12年賦	
元米高	1378	利息米	276 年利20%
計	1708		
納米	1708	1石当り (63.8) 6 石	
天保3辰年 (1813) 飢饉減収 7664 石			
定免高	80	免の数	530
10ヶ年賦	141		
計	221	165 石 (148) 176 石	238倍
天保4巳年 (1833)			
定免高	52	免の数	519
10ヶ年賦	141		
切取不足	2		
公役人用割	1	註(4)	
計	196	1石当り (118) 85 石	71%
(11) 天保5午年 (1834)			
定免高	53	免の数	525
10ヶ年賦	141		
乍見付米	320	註(5)	
御働米	45		
計	559	(130) 105 石	51%
納米	513	165 石 (85) 85 石	6.6%
未納米	45		
天保6未年 (1835) 飢饉減収 7152 石			
定免高	52	免の数	529
10ヶ年賦	141		
乍見付米	320		
未納米	45		
利息米	9		
計	567	165 石 (927) 91 石	9.8%

註(1) 切錢
 註(2) 助合
 両替屋の手数料、切替賃、打賃、打錢ともい
 つた。

助合には二つの意味がある。一つは街道の宿駅に置いた人馬の賃金を支払うため近傍の村々に課していたものと、すけあいと呼び単なる助け合いや援助するため課したもの、現在の募金と類似している。

免の数一覧表			
年号	西暦	免の数	摘要
寛政4	1792	463	減収 11357石
" 11	1799	494	" 12653石
" 12	1800	528	
享和1	1801	504	
" 2	1802	498	
文化1	1804	450	減収 6355石
" 4	1805	467	
" 5	1806	475	
" 7	1807	497	
" 8	1808	493	百姓一揆(文化9年)
" 11	1811	480	
" 12	1812	490	
文政2	1819	524	
" 3	1820	531	
" 6	1823	540	
" 8	1825	565	
" 9	1826	550	
" 10	1827	563	
" 11	1828	540	減収 8933石
" 12	1829	563	
天保1	1830	556	
2	1831	547	
3	1832	530	天保の飢饉減収7864石
4	1833	519	
5	1834	525	
6	1835	529	" 減収7152石
7	1836	492	" 減収7601石
8	1837	380	
9	1838	440	
10	1839	440	
11	1840	440	
12	1841	440	
14	1843	440	
15	1844	440	
全体平均		498	
ここに掲げた免の数は、旧木立村に残された資料から引用したものです。したがって、他村の数値とは幾分違うかも知れません。			

註(3) 木場

木材や林産物を集積するところ木立は角道にあつた。

註(6) 口米

面扶持のこと家族の人数に応じて給する扶持米小物成

註(4) 公役入用割

公役の費用割当て金

雑税

山野、池、川、漁、狩猟などの収入から納める

註(5) 見付米

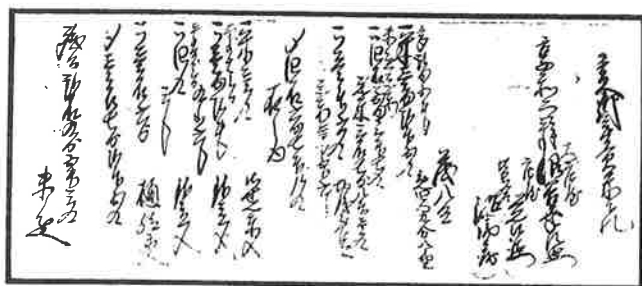
最下等級の下々にも及ばない田畑に課した年貢

これに対し年貢の方は物成りといつた。

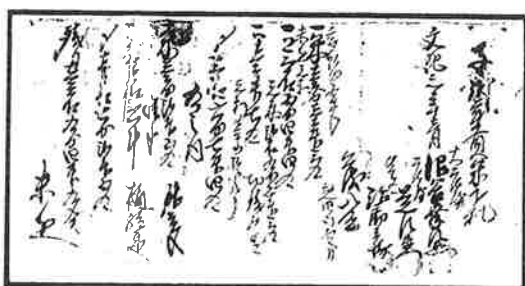
米



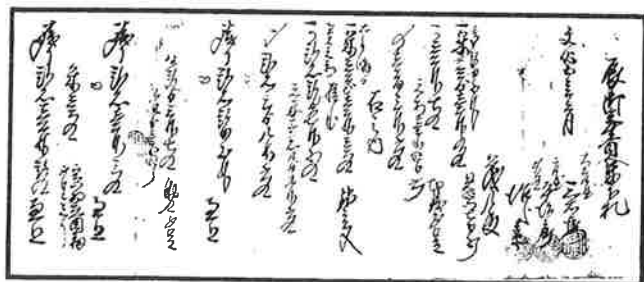
下札 ①



下札 ②



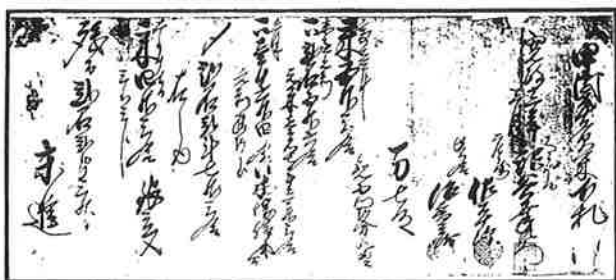
下札 ③



下札 ④



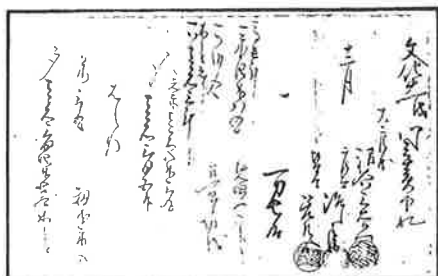
下札 ⑤



下札 ⑥



下札 ⑦



下札 ⑧

久松三才 河野三才
 七十七
 二月五日
 二月七日
 二月九日
 二月十一日
 二月十三日
 二月十五日
 二月十七日
 二月十九日
 二月二十一日
 二月二十三日
 二月二十五日
 二月二十七日
 二月二十九日
 三月一日
 三月三日
 三月五日
 三月七日
 三月九日
 三月十一日
 三月十三日
 三月十五日
 三月十七日
 三月十九日
 三月二十一日
 三月二十三日
 三月二十五日
 三月二十七日
 三月二十九日
 四月一日

下札 ⑨

久松三才 河野三才
 七十七
 二月五日
 二月七日
 二月九日
 二月十一日
 二月十三日
 二月十五日
 二月十七日
 二月十九日
 二月二十一日
 二月二十三日
 二月二十五日
 二月二十七日
 二月二十九日
 三月一日
 三月三日
 三月五日
 三月七日
 三月九日
 三月十一日
 三月十三日
 三月十五日
 三月十七日
 三月十九日
 三月二十一日
 三月二十三日
 三月二十五日
 三月二十七日
 三月二十九日
 四月一日

下札 ⑩

久松三才 河野三才
 七十七
 二月五日
 二月七日
 二月九日
 二月十一日
 二月十三日
 二月十五日
 二月十七日
 二月十九日
 二月二十一日
 二月二十三日
 二月二十五日
 二月二十七日
 二月二十九日
 三月一日
 三月三日
 三月五日
 三月七日
 三月九日
 三月十一日
 三月十三日
 三月十五日
 三月十七日
 三月十九日
 三月二十一日
 三月二十三日
 三月二十五日
 三月二十七日
 三月二十九日
 四月一日

下札 ⑪

信月使儀の證文(一)

一切は御目
信成自是無此証文
如書文 日所出也

右書有御儀御目 信成自是無此証文
信成自是無此証文 信成自是無此証文
信成自是無此証文 信成自是無此証文
信成自是無此証文 信成自是無此証文

信成自是無此証文

信成自是無此証文

信成自是無此証文

12

信月使儀の證文(二)

信成自是無此証文

右書有御儀御目 信成自是無此証文
信成自是無此証文 信成自是無此証文
信成自是無此証文 信成自是無此証文
信成自是無此証文 信成自是無此証文

信成自是無此証文

信成自是無此証文

信成自是無此証文

信成自是無此証文

13

信月使儀の證文(三)

信成自是無此証文

右書有御儀御目 信成自是無此証文
信成自是無此証文 信成自是無此証文
信成自是無此証文 信成自是無此証文
信成自是無此証文 信成自是無此証文

信成自是無此証文

信成自是無此証文

信成自是無此証文

信成自是無此証文

信成自是無此証文

14